

YNU

横浜国立大学

Initiative for Global Arts & Sciences

グローバルな学術の共創

研究の心得

－ 研究に携わる学生へ －

このパンフレットは研究室配属になった学部4年生、及び大学院生を対象として、研究活動に従事する者なら誰もが知っておくべき心得をまとめたものです。身分が学生であっても、研究に携わる以上は、社会に対し研究者としての責任を担う立場に置かれます。誠実な研究者として、学問の健全な発展のためにどのように行動すべきかを理解しましょう。

研究計画を立てるときは



研究活動の原動力は研究者個人の知的好奇心にあります。研究から生み出される知識や技術は社会や環境に影響を与える可能性があります。自らの研究が、人類や社会、地球環境に貢献するものであるか真摯に考えましょう。社会の安全を脅かすような研究を計画することは許されません。

研究には学問的な妥当性が必要です。先行研究を入念に調べ、他者の研究成果を尊重しましょう。関連する学協会の倫理綱領・行動規範などとの整合性も確認しましょう。

研究実施にあたっては人権の保護や、法令を含む研究上のルール遵守が求められます。特に、人を対象とする研究に関してはより厳格な規範が定められています。研究を計画する段階で、適切な対策と措置を講じるようにしましょう。4ページ「**研究を進めるときは**」の項目も参照してください。

コラム

研究インテグリティ

研究インテグリティとは、研究の健全性・公正性を意味します。近年、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクへの対応のため、研究インテグリティの確保が強く求められています。国際的な安全保障の観点から、大量破壊兵器等への転用の可能性がある貨物の輸出や技術提供を国際的な合意等に基づいて管理することを「安全保障輸出管理」と言います。日本では「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき「安全保障輸出管理」の制度が運用されており、規制対象に該当する貨物及び技術について輸出等を行う場合は事前に経済産業大臣の許可が必要です。もし無許可輸出など違反したら行政罰及び刑事罰が科されることがあります。



*本学では、無断で大学の所有物の提供や学外への持ち出しを行ってはならないことになっています。研究上の技術情報を、大量破壊兵器（核、ミサイル、化学・生物の各兵器）や通常兵器等、またこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いることも禁じられています。

*不明なことがある場合は、研究インテグリティ相談窓口
<https://www.ynu.ac.jp/research/fair/integrity.html> に相談しましょう。



研究を進めるときは



研究は通例、データ（事実に基づくあらゆる種類の情報）がなければ成立しません。データの信頼性は①適切な手法に基づいて取得されたこと、②取得にあたって意図的な不正や過失によるミスが存在しないこと、③取得後の保管が適切に行われてオリジナリティが保たれていること、によって保証されます。誠実に、細心の注意をもってデータを収集・管理・処理しましょう。

実験系の研究では、データは研究ノート（ラボノート、実験ノートとも言う）に記録されることが一般的です。研究チーム内で何をどのように研究ノートに記載すべきかを確認し、作成後の保管も適切に行いましょう。

共同研究を実施する際は、個人責任だけではなく、集団としての責任が求められます。研究グループ内での役割分担や目標設定を明確にし、知的財産権の取扱いや成果発表のルールなどについてあらかじめ取り決めておく必要があります。また研究メンバー相互の信頼を構築することも大切です。

人を対象とする研究に関しては、以下についても対策・措置を講じなければなりません。

- **インフォームド・コンセント**：臨床研究の被験者になる人に対しては、事前に十分に説明して研究の意義、目的、方法等を理解してもらい、その人の自由意志に基づいて、被験者となること及び試料等の取扱いに関する同意を得る必要があります。
- **個人情報の保護**：個人情報とは「個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報」のことを指します。研究成果を公表する際には被験者を特定できないようにしなければなりません。被験者に説明した利用目的を逸脱して個人情報を使用してはいけません。個人情報の漏洩や滅失を防ぐための管理も必要となります。
- **倫理審査委員会における承認**：研究者は研究実施に先立って所属機関の倫理審査を受けなければなりません。

*本学での承認手続きについては研究推進機構ウェブサイト「人を対象とする研究」(<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/start/human/>) を参照してください。



研究成果を発表するときは



研究成果の発表は次の研究の土台となるだけでなく、人類の知識を深め、世代を超えて継承される財産となります。

研究成果を研究者コミュニティや社会一般と適切に共有するため、学術論文や書籍などを通じた成果発表に際しては研究の方法、結果、考察を明確に記述しましょう。

学術研究はそれまでなされた研究成果の蓄積の上に築かれるものであり、論文執筆にあたっては先行研究を適切に参照しなければなりません。

「オーサーシップ（著者として名前が表示されること）」には著者としての責任が伴うため、著者として誰の名前を挙げるべきかは重要な問題です。実際には研究に貢献のなかった者を著者に加えることは許されません。研究への協力などに感謝の意を示したい場合は、著者に加える形ではなく、謝辞などで言及します。

著作権は著作物を製作した際に製作者に自動的に付与される権利です。他人の著作物を利用する場合には、その著作物の著作権者に了解を得ることが原則となります。

引用については裏表紙に記載の「博士論文の適切な作成指針について」の「適切な引用について」を参照して下さい。

コラム

研究不正

研究活動における不正行為とは一般に以下のような行為を指します。

- **捏造**：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- **改ざん**：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- **盗用**：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- **不適切なオーサiership**：論文著作者が適正に公表されないこと。
- **二重投稿**：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

出典：文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定、平成26年8月26日）

*本学での研究に関する不正行為相談の窓口は、研究・学術情報部研究推進課
(電話：045-339-3030、電子メール：kousei.kenkyu@ynu.ac.jp) です。

コラム

研究費の使用

公的な研究費制度だけではなく、民間財団からの助成金、民間企業からの寄付金や受託研究など、研究に使われる資金一般は研究者個人の所得ではありません。各研究機関では研究費の適正な使用確保に向けて管理・監査の体制を整備しており、研究者はその制度に沿って経費を執行しなくてはなりません。

*本学において、自ら申請者となって研究資金を獲得して執行する際には、部局の経理担当者等に相談しましょう。



本学におけるその他関連リンク

博士論文の適切な作成指針について

<https://www.ynu.ac.jp/education/plan/dissertation.html>

※学術論文等剽窃検出ツールである iThenticate（アイセンティケイト）の使用等についても言及しています。



電子リソース一覧

<https://www.lib.ynu.ac.jp/search/onlr.html>

※電子リソース利用上の注意事項が掲載されています。



このパンフレットは、主に、独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -』（日本学術振興会ウェブサイト「研究倫理教育教材」<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>にて公開中）を参考にして編纂されています。内容詳細については同書を参照してください。



横浜国立大学では、研究に携わる学生に対し、研究倫理 e-ラーニングの受講を強く推奨しています。受講を希望する場合は kenkyu-elearning@ynu.ac.jp までご相談ください。

本パンフレットの著作権は横浜国立大学に帰属します。横浜国立大学の許可なく本パンフレットの内容を転載、複製、又は転用することはご遠慮ください。



横浜国立大学 研究推進機構

2023年1月